

総合評価落札方式の適用対象について

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年4月1日施行）

（基本理念）

第3条

- 2 公共工事の品質は、（中略）経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

- 国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン（平成17年9月）

1 工事の品質確保のための技術的能力・技術提案の評価・活用

1-1 技術的能力・技術提案の評価・活用の流れ

③総合評価方式における技術提案の審査・評価

総合評価方式は、

- イ 工事価格にライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生じると認められる工事
 - ロ 工事価格の差異に比して、工事目的物の性能・機能に相当程度の差異が生じると認められる工事
 - ハ 工事価格の差異に比して対策（環境の維持等）の達成度に相当程度の差異が生じると認められる工事
- に適用されるものであるが、特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、すべての工事において総合評価方式を適用することを基本とし、（以下省略）

「品確法」施行前

- 工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン
(平成12年9月)

第1 各省庁の長の定め(大蔵大臣協議)

I 適用範囲

- 1 入札者の提示する性能、機能、技術等(以下「性能等」という。)によって、工事価格に工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額(以下「補償費等の支出額等」という。)並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生じると当該工事にかかる契約に関する事務を管理する大臣(以下「大臣」という。)が認める工事
- 2 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生じると大臣が認める工事
- 3 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して対策の達成度に相当程度の差異が生じると大臣が認める工事

- 公共工事発注にあたっての総合評価落札方式活用ガイド

2. どんな工事に適用されるのか

総合評価落札方式の適用が望ましい工事

総合評価落札方式の適用が望ましい工事とは、技術提案を評価することによって相当程度の性能、機能等の向上が期待される工事であり、すなわち、発注者が技術評価に相対する対価を支払っても総合的に価値を高めるべきと考える工事です。

(建設業協会「意見資料」に相当)